

(12) 公益財団法人鳥取県臓器・アイバンク 給与等状況報告書

1 職員給与の状況（平成25年度）

給 与 費	5,024 千円
-------	----------

3 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	初 任 給	備 考
コーディネーター職	大学卒	178,100 円 県医療職(3)の2級3号給相当に準ずる
	短大3卒	176,000 円 県医療職(3)の2級2号給相当に準ずる
	短大2卒	174,000 円 県医療職(3)の2級1号給相当に準ずる
	准看護師養成所卒	147,800 円 県医療職(3)の1級1号給相当に準ずる
書記職	区分なし	139,300 円 県行政職の1級9号給相当に準ずる

5 職員手当の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	内 訳												
期末手当 勤勉手当 (県の規定に 準ずる)	[支給割合]												
	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 40%;">期末手当</th> <th style="width: 40%;">勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6月期</td> <td style="text-align: center;">1.13 月分</td> <td style="text-align: center;">0.71 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月期</td> <td style="text-align: center;">1.32 月分</td> <td style="text-align: center;">0.71 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">2.45 月分</td> <td style="text-align: center;">1.42 月分</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.13 月分	0.71 月分	12月期	1.32 月分	0.71 月分	計	2.45 月分	1.42 月分
	区 分	期末手当	勤勉手当										
	6月期	1.13 月分	0.71 月分										
	12月期	1.32 月分	0.71 月分										
	計	2.45 月分	1.42 月分										
(注) 支給対象はコーディネーターのみ													
職制上の段階、職務の 級等による加算措置	無												
[平成25年度実績]													
1人当たりの平均支給額	1,030,194 円												

区 分		内 訳	
退職手当 (県の規定に 準ずる)	〔支給率〕		
	区 分	自己都合	勸奨・定年
	勤続 20 年	21.62 月分	27.025 月分
	勤続 25 年	30.82 月分	36.57 月分
	勤続 35 年	43.70 月分	52.44 月分
	勤続 40 年	49.22 月分	52.44 月分
(その他の加算措置)			
		定年前早期退職特例措置	制度なし
〔平成25年度実績〕			
		1人当たりの平均支給額	457,500 円
時間外勤務手当 (県の規定に 準ずる)	〔平成25年度実績〕 1人当たりの平均支給年額 106,843 円		
区分		内 容	
	対象職員	支 給 月 額	
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配 偶者、子等を有す る職員	ア 配偶者	10,500 円
		イ 配偶者以外の扶養親族	6,500 円
		ウ 配偶者のない職員の扶養親族のうち 1人目まで	11,000 円
		15歳に達する日後の最初の4月1日から 22歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1人につき 5,000 円を加算
		(注) 支給対象はコーディネーターのみ 〔平成25年度実績〕 1人当たりの平均支給月額 実績なし	
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月 額12,000円を超え る家賃を支払って いる職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給
		イ 単身赴任手当受給者で 配偶者に居住させるため 借家・借間を借り受け ている者	借家・借間居住者の例に よった場合の額の2分の 1相当額
		(注) 支給対象はコーディネーターのみ 〔平成25年度実績〕 1人当たりの平均支給月額 実績なし	

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 2,200 円 から 46,400 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等 利用	1か月の特別急行料金等の2分の1の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については2万円を限度）
		エ 駐車料金を負担している場合 (パークアンドライド)	公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額を支給 (1ヶ月あたり 3,000 円を上限とする。)
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
		[平成25年度実績] 1人当たりの平均支給月額	5,100 円
6 役員の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）			
区 分	給料・報酬月額	期末手当	備 考
制度なし			